

三沢市国民保護計画  
【資料編】  
令和 3年11月

三沢市



# 【資料編】

- 資料1……関係機関等の連絡先
- 資料2……三沢市避難施設
- 資料3……各部の事務分担
- 資料4……市対策本部の組織
- 資料5……市対策本部の機能
- 資料6……三沢市国民保護計画に係る  
三沢市避難実施要領



資料1(第1編第3章関連)

1 関係機関連絡先

(1) 指定行政機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
内閣府	大臣官房 総務課	〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1	電話03-6257-1265 FAX 03-3593-1784
国家公安委員会	警察庁と同様	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話03-3581-0141 FAX 03-3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	同上	電話03-3581-0141 FAX 03-3597-8004
金融庁	総務企画局 政策課	〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1	電話03-3506-6021 FAX 03-3506-6267
消費者庁	総務課	〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1	電話03-3507-9151 FAX 03-3507-9288
総務省	大臣官房 総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話03-5253-5085 FAX 03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話03-5253-7550 FAX 03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1	電話03-3592-5396 FAX 03-3592-7728
公安調査庁	総務部総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1	電話03-3592-5711 FAX 03-3592-3912
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	電話03-5501-8059 FAX 03-5501-8057
	総合外交政策局 人権人道課	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	電話03-5501-8240 FAX 03-5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1	電話03-3581-7934 FAX 03-3251-2163
国税庁	長官官房 総務課	〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1	電話03-3581-4161 FAX 03-3593-0401
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	電話03-6734-2156 FAX 03-6734-3590
スポーツ庁	政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	電話03-6734-3019 FAX 03-6734-3790
文化庁	長官官房 政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	電話03-6734-2806 FAX 03-6734-3811
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康 危機管理・災害対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	電話03-3595-2172 FAX 03-3595-0183
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	電話03-6744-0578 FAX 03-6744-7158
林野庁	農林水産省と同じ	〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1	電話03-6744-0578 FAX 03-6744-7158
水産庁	農林水産省と同じ	〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1	電話03-6744-0578 FAX 03-6744-7158
経済産業省	大臣官房 総務課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	電話03-3501-1327 FAX 03-3501-1704
資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1	電話03-3501-2669 FAX 03-3501-2305
中小企業庁	事業環境部経営安定対 策室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	電話03-3501-0459 FAX 03-3501-6805
国土交通省	大臣官房 危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話03-5253-8974 FAX 03-5253-8891
国土地理院	総務部総務課	〒305-0871 茨城県つくば市北郷1	電話029-864-6900 FAX 029-864-1807
観光庁	総務課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話03-5253-8321 FAX 03-5253-1563
気象庁	総務部総務課	〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4	電話03-3214-7902 FAX 03-3211-2032

海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話03-3591-9822 FAX 03-3580-8778
環境省	大臣官房 総務課危機管理室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2	電話03-5512-5010 FAX 03-3591-5939
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9	電話03-5114-2121 FAX 03-5114-2183
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚部参事官付	〒162-8801 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1	電話03-3268-3111 FAX 03-5225-3022 FAX 03-5229-2136

## (2) 指定地方行政機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
東北管区警察局	総務監察・広域調整部広域調整第二課	〒980-8408 仙台市青葉区本町3-3-1	電話022-221-7181 (内線5531) FAX 022-208-7589
東北総合通信局	総務課	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	電話022-221-0602 FAX 022-221-0612
東北財務局	総務部総務課	〒980-8431 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	電話022-263-1111 FAX 022-217-4093
青森財務事務所	総務課	〒030-8577 青森市新町2-4-25	電話017-722-1461 FAX 017-722-3177
函館税関	総務部総務課 総務第一係	〒040-8561 函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎	電話0138-40-4213 FAX 0138-43-4696
青森税関支署		〒030-0811 青森市青柳1-1-2	電話017-734-0780 FAX 017-777-5684
東北厚生局	総務課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	電話022-726-9260 FAX 022-726-9267
青森労働局	総務課	〒030-8558 青森市新町2-5-25 青森合同庁舎	電話017-734-4111 FAX 017-734-5080
十和田労働基準監督署	監督課	〒034-0082 十和田市西二番町14-12	電話0176-23-2780 FAX
三沢公共職業安定所		〒033-0031 三沢市桜町三丁目1-22	電話0176-53-4178 FAX
東北農政局	企画調整室	〒098-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	電話022-263-0564 FAX 022-217-2382
青森県拠点	地方参事官室	〒030-0861 青森市長島1-3-25 青森法務合同庁舎	電話017-775-2151 FAX 017-723-3840
東北森林管理局	企画調整課	〒010-8550 秋田市中通5-9-16	電話018-836-2276 FAX 018-836-2031
東北経済産業局	総務企画部 総務課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	電話022-221-4856 FAX 022-261-7390
関東東北産業保安監督部東北支部	管理課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎9階	電話022-221-4943 FAX 022-261-1376
東北地方整備局	企画部防災課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1	電話022-225-2171 FAX 022-224-9410
青森河川国道事務所	防災課	〒030-0822 青森市中央3-20-38	電話017-734-4521 直通017-734-4535 FAX 017-722-8588

高瀬川河川事務所 小川原湖出張所	事務係	〒033-0021 三沢市岡三沢3-9-19	電話0176-53-3081 FAX 0176-52-9266
東北運輸局	総務部総務課 安全 防災・危機管理調整 官	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	電話022-791-7504 FAX 022-299-8874
東京航空局	総務部 安全防災・ 保安対策課	〒102-0074 千代田区九段南1-1-15	電話03-5275-9316 FAX 03-3288-8915
三沢空港事務所	管理課	〒033-0022 三沢市大字三沢字下夕沢83-197	電話0176-53-2461 FAX 0176-52-6348
仙台管区气象台	総務部 危機管理調整官	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	電話022-297-8167 FAX 022-291-7589
青森地方气象台		〒030-0966 青森市花園1-17-19	電話017-741-7413 FAX 017-741-7577
第二管区海上保安本部	警備救難部 警備課	〒985-8507 塩釜市貞山通3-4-1	電話022-362-0111 FAX 022-362-9640
八戸海上保安部	警備救難課	〒980-0014 八戸市築港街2-16	電話0178-33-1221 FAX 0178-33-1223
東北地方環境事務所	総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	電話022-722-2870 FAX 022-722-2872
東北防衛局	企画部 地方調整課	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎内	電話022-297-8212 FAX 022-293-7674
三沢防衛事務所	施設課	〒033-0012 三沢市平畑1-1-31	電話0176-53-3118 FAX 0176-53-6386

### (3) 自衛隊

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
陸上自衛隊 東北方面総監部	総務部	〒983-8580 仙台市宮城野区目館1-1	電話022-231-1111 内線2862 当直2723
陸上自衛隊 第9師団司令部	第3部防衛班	〒038-022 青森市大字浪館字近野45	電話017-781-0161 内線6262 FAX 内線6668
海上自衛隊 大湊地方総監部	防衛部	〒035-8511 むつ市大湊町4-1	電話0175-24-1111 内線2478 当直2222
海上自衛隊 第2航空群	運用幕僚	〒 八戸市河原木八太郎山官地	電話0178-28-3011 内線3011 当直2222
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部	防衛部運用課	〒033-8604 三沢市三沢字後久保125-7	電話0176-53-4121 内線2354 当直2204
自衛隊 青森地方協力本部	総務課広報室	〒030-0861 青森市長島1-3-5	電話017-776-1594 017-776-1595 FAX 017-776-1605

#### (4) 青森県

##### ア 知事部局

防災担当課等	電話番号	所在地
危機管理局防災危機管理課 危機管理対策グループ	内線4125～4126 4109, 4110, 4118～4119 直通017-734-9088	〒030-8570 青森市長島1-1-1 電話017-722-1111（大代表）
危機管理局消防保安課 消防・予防グループ	内線4132～4139, 4145 直通017-734-9086	
防災危機管理局原子力安全対策課 企画防災グループ	内線6488～6489, 6491 直通017-734-9252	
総務部財政課 企画調整グループ	内線2431～2433 直通017-734-9027	
企画政策部企画調整課 総務グループ	内線2307～2311 直通017-734-9132	
環境生活部県民生活文化課 総務企画グループ	内線6408～6411 直通017-734-9205	
健康福祉部健康福祉政策課 総務グループ	内線6208～6210 直通017-734-9276	
商工労働部商工政策課 総務グループ	内線3613～3616 直通017-734-9365	
農林水産部農林水産政策課 企画調整グループ	内線4980～4982 直通017-734-9457	
県土整備部管理課 総務グループ	内線6648, 6649 直通017-734-9635	
観光国際戦略局観光企画課 企画戦略グループ	内線4718～4720 直通017-734-9385	
エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課 総務・むつ小川原開発グループ	内線3813, 3814 直通017-734-9736	
出納局会計管理課 総務・管理グループ	内線4444 直通017-734-9743	
上北地域県民局地域連携部	直通0176-22-8111 FAX 0176-22-8198	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎

##### イ 青森県教育庁

機関名	担当部署	所在地	電話番号
青森県教育庁	教育政策課 総務グループ	〒030-8540 青森市新町2-3-1	電話017-734-9865

##### ウ 青森県警察

機関名	担当部署	所在地	電話番号
青森県警察本部	警備第二課災害対策室	〒030-0801 青森市新町2-3-1	電話017-723-4211
三沢警察署	警備課	〒033-0012 三沢市平畑1-1-38	電話0176-53-3145 内線461



## (5) 市町村

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
青森市	総務部 危機管理課	〒030-8555 青森市中央1-22-5	電話017-734-5059 FAX 017-734-5061
弘前市	総務部 防災課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1	電話0172-40-7100 FAX 0172-39-7140
八戸市	市民防災部 防災危機管理課	〒031-8686 八戸市内丸1-1-1	電話0178-43-9225 FAX 0178-45-0099
黒石市	総務部 総務課	〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1	電話0172-52-2111 FAX 0172-52-6191
五所川原市	総務部 防災管理課	〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1	電話0173-33-1714 FAX 0173-35-3617
十和田市	総務部 総務課防災係	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	電話0176-51-6703 FAX 0176-22-5100
むつ市	総務部 防災安全課	〒035-8686 むつ市中央1-8-1	電話0175-22-1111 FAX 0175-22-9116
つがる市	総務部 総務課	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1	電話0173-42-1105 FAX 0173-42-3069
平川市	総務部 総務課消防防災係	〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6	電話0172-44-1111 FAX 0172-44-8619
平内町	総務課	〒039-3393 東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	電話017-755-2111 FAX 017-755-2145
野辺地町	防災安全課	〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地123-1	電話0175-64-2111 FAX 0175-64-9594
七戸町	総務課	〒039-2792 上北郡七戸町字森ノ上131-4	電話0176-68-2111 FAX 0176-68-2804
六戸町	総務課	〒039-2392 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	電話0176-55-4582 FAX 0176-55-3112
横浜町	総務課	〒039-4145 上北郡横浜町字寺下35	電話0175-78-2111 FAX 0175-78-2118
東北町	総務課	〒039-2492 上北郡東北町上北南4-32-484	電話0176-56-4036 FAX 0176-56-3110
六ヶ所村	原子力対策課	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475	電話0175-72-8132 FAX 0175-72-2927
おいらせ町	まちづくり防災課	〒039-2192 上北郡おいらせ町中下田135-2	電話0178-56-2131 FAX 0178-56-4364

## (6) 消防機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
青森地域 広域事務組合	消防本部警防課	〒030-0861 青森市長島二丁目1-1	電話017-775-0854 FAX 017-775-1444
八戸地域 広域市町村圏 事務組合	消防本部警防課	〒031-0011 八戸市田向五丁目1-1	電話0178-44-2134 FAX 0178-44-1196
五所川原地区 消防事務組合	消防本部警防課	〒037-0036 五所川原市中央四丁目130	電話0173-35-2023 FAX 0173-34-3911
十和田地域 広域事務組合	消防本部警防課	〒034-0082 十和田市西二番町7-10	電話0176-25-4111 FAX 0176-25-4117
三沢市	消防本部警防課	〒033-0022 三沢市大字三沢字堀口17-36	電話0176-54-4275 FAX 0176-54-4278
下北地域広域 行政事務組合	消防本部警防課	〒035-0071 むつ市小川町二丁目14-1	電話0175-22-4138 FAX 0175-22-0114
北部上北 広域事務組合	消防本部警防課	〒039-3113 上北郡野辺地町字狭沢40-9	電話0175-64-0150 FAX 0175-64-6939
中部上北 広域事務組合	消防本部警防課	〒039-2501 上北郡七戸町字荒熊内159-4	電話0176-62-3142 FAX 0176-62-5601
つがる市	消防本部警防課	〒038-3142 つがる市木造赤根1-1	電話0173-42-7745 FAX 0173-42-2349
鱒ヶ沢地区 消防事務組合	消防本部消防班	〒038-2761 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 385-2	電話0173-72-4527 FAX 0173-72-3005

## (7) 指定公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
独立行政法人 国立病院機構	本部総務部 総務課	〒152-8621 目黒区東が丘2-5-21	電話03-5712-5050 FAX 03-5712-5081
国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構 青森研究開発センター	青森研究開発 センター 保安管理課	〒035-0022 むつ市大字関根字北関根400	電話0175-23-4211 FAX 0175-45-1119
日本銀行青森支店	総務課	〒030-8677 青森市中央1-11-1	電話017-734-2151 FAX 017-731-1300
日本放送協会 青森放送局	企画編成部	〒030-8633 青森市松原2-1-1	電話017-774-5111 FAX 017-774-2636
東日本高速道路株式会 社東北支社 青森管理事務所	工務	〒038-0043 青森市岩渡字熊沢250-259	電話017-782-1431 FAX 017-782-1422
日本貨物鉄道株式会社	総務部	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-33-8	電話03-5367-7737 FAX 03-5367-7382
日本郵便株式会社 青森西郵便局	総務部	〒038-8799 青森市石江字岡部48-1	電話017-781-0600 FAX 017-781-1691
東日本電信電話株式会 社青森支店	NTT東日本東北 災害対策室	〒030-8513 青森市橋本2-1-6	電話017-774-9550 FAX 017-732-1988
東北電力株式会社 青森支店	企画管理部門 企画・総務	〒030-8560 青森市港町2-12-19	電話017-742-2191 FAX 017-7442145
電源開発株式会社 大間原子力建設所	総務グループ	〒039-4602 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸 281	電話0175-37-2125 FAX 0175-37-4079
J Rバス東北株式会社 青森支店		〒038-0012 青森市柳川1-2-23	電話017-723-1621 FAX 017-773-3602
佐川急便株式会社	CSR推進部 リスクマネジメント課	〒136-0075 江東区新砂2-2-8	電話03-3699-3340 FAX 03-3646-3977

西濃運輸株式会社 青森支店	支店長	〒039-3503 青森市野内字菊川27-1	電話017-726-3311 FAX 017-726-3307
日本通運株式会社 青森支店	総務課	〒030-0801 青森市新町1-2-18	電話017-723-6020 FAX 017-773-4080
福山通運株式会社	東日本営業部	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町7-4-6	電話022-259-2925 FAX 022-259-0895
ヤマト運輸株式会社 青森主管支店	人事総務課	〒030-0142 青森市野木字野尻37-684	電話017-739-1278 FAX 017-739-9487
全日本空輸株式会社	空港センター 青森空港署	〒030-0155 青森市大字大谷字小谷1-5	電話050-3755-1060 FAX 017-771-5969
日本航空株式会社	経営企画本部 経営戦略部	〒140-8637 品川区東品川2-4-11	電話03-5460-3160 FAX 03-5460-3164
東日本旅客鉄道株式会 社盛岡支社青森支店		〒038-0012 青森市柳川1-1-1	電話017-734-6734 FAX 017-776-1264
川崎近海汽船株式会社	取締役総務部 長	〒100-0013 千代田区霞が関3-1-2 霞ヶ関コモンゲート西館25階	電話050-3821-1312 FAX 03-3592-5911
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	カスタマーサービス部 災害対策室	千代田区大手町2-3-5 大手町ビル本館 6階	電話0570-03-9909 FAX 0570-03-9910
KDDI株式会社	東北総支社 管理部	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-25	電話022-262-0698 FAX 022-262-4633
ソフトバンク株式会社	総務本部総務企画 統括部 コーポレートセキュリティ部 災害対策課	〒105-7316 港区東新橋1-9-1	電話03-6889-6601 FAX 03-6889-6603
株式会社N T T ドコモ 東北支社	災害対策室	〒980-8515 仙台市青葉区上杉1-1-2 ドコモ東北ビル	電話022-752-5324 FAX 022-752-5377

## (8) 指定地方公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
公益社団法人 青森県医師会	業務課	〒030-0801 青森市新町2-8-21	電話017-723-1911 FAX 017-773-3273
三沢地区医師会	三沢市 介護福祉課	〒033-0011 三沢市幸町三丁目11-5	電話0176-51-8773
(社)青森県エルピーガス 協会上十三支部		〒034-0001 十和田市三本木一本木沢19-9	電話0176-23-1396
青い森鉄道株式会社 三沢駅		〒03 三沢市犬落瀬古間木51-7	電話0176-53-2710
東北電力株式会社 三沢電力センター		〒033-0001 三沢市中央町一丁目5-4	電話0176-57-0980
日本通運株式会社 八戸営業所		〒039-1168 八戸市八太郎五丁目21-21	電話0178-28-9845
十和田観光電鉄株式会 社	総務部総務課	〒034-0011 十和田市稲生町17-3	電話0176-23-3131
青森県トラック協会 上十三支部		〒034-0001 十和田市三本木一本木沢213-2	電話0176-23-3977
三沢郵便局		〒033-8799 三沢市幸町三丁目2-15	電話0176-53-2354
三沢市商工会		〒033-0011 三沢市幸町二丁目1-1	電話0176-53-2175
おいらせ農業協同組 合		〒033-0022 三沢市堀口16-7	電話0176-54-2211
三沢市漁業協同組合		〒033-0142 三沢市三川目4丁目145-552	電話0176-54-2202
青森放送(株)八戸支社		〒039-1166 八戸市根城5丁目5-27	電話0178-43-5161
(株)青森テレビ八戸支 社		〒039-1103 八戸市長苗代二丁目10-3	電話0178-70-1177
青森朝日放送(株)八戸 支社		〒031-0042 八戸市十三日町1ウヰイパビル	電話0178-47-2111
(株)エフエム青森八戸 支局		〒031-0041 八戸市廿三日町10	電話0178-24-2150
三沢市社会福祉協議 会	三沢市 生活福祉課	〒033-0011 三沢市幸町三丁目11-5	電話0176-53-3422
三沢交通安全協会		〒033-0011 三沢市幸町一丁目8-15	電話0176-51-1711
日本赤十字社青森県 支部三沢市地区	三沢市 生活安全課	〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38	電話0176-53-5111 内線313

## (9) 集会施設

NO	施設名称	住所	電話番号	施設所管課
1	塩釜農民研修所	塩釜四丁目3604-1	—	農政課
2	谷地頭農民研修所	谷地頭二丁目681-1	59-2836	農政課
3	東部農民研修所	大字三沢字堀口16-7	54-2211	農政課
4	鹿中地域集会所	鹿中二丁目145-700	54-3386	水産振興課
5	細谷地域集会所	細谷一丁目687-34	59-2708	水産振興課
6	織笠地域集会所	織笠四丁目2651-1	59-3352	水産振興課
7	中央社会福祉センター	幸町一丁目7-26	53-5111 内線313	生活安全課
8	浜三沢社会福祉センター	大字三沢字横沢55-2	54-3587	生活安全課
9	大津社会福祉センター	大津二丁目12-234	54-2222	生活安全課
10	前平社会福祉センター	前平一丁目10-6	54-3382	生活安全課
11	東岡三沢社会福祉センター	東岡三沢一丁目30-1	53-9139	生活安全課
12	大町社会福祉センター	大町三丁目9-3	53-5460	生活安全課
13	本岡三沢社会福祉センター	岡三沢七丁目16-1	53-9607	生活安全課
14	春日台社会福祉センター	本町一丁目67-1	53-2684	生活安全課
15	六川目社会福祉センター	六川目三丁目800-1	59-3607	生活安全課
16	松園公園管理棟	松園一丁目11-3	—	都市整備課
17	こがね公園管理棟	堀口二丁目4	—	都市整備課
18	三川目地区コミュニティ集会施設	三川目三丁目145-105	54-3554	広報広聴課
19	淋代地区コミュニティ集会施設	淋代三丁目358-1	54-3452	広報広聴課
20	中央地区コミュニティ集会施設	中央町三丁目12-39	53-9718	広報広聴課
21	駒沢地区コミュニティ集会施設	大字三沢字猫又22-52	51-1071	広報広聴課
22	深谷地区コミュニティ集会施設	深谷二丁目44	—	広報広聴課
23	朝日地区コミュニティ集会施設	大字三沢字早稲田356-2	59-3674	広報広聴課
24	高野沢地区コミュニティ集会施設	高野沢二丁目488-6	59-3302	広報広聴課
25	平畑地区コミュニティ集会施設	平畑一丁目5-6	57-3412	広報広聴課
26	根井地区コミュニティ集会施設	根井二丁目105-17	59-3611	広報広聴課
27	東町地区コミュニティ集会施設	東町一丁目11-16	53-8414	広報広聴課
28	上久保地区コミュニティ集会施設	上久保四丁目31-3986	53-3449	広報広聴課
29	松園町二丁目地区コミュニティ集会施設	松園町二丁目19番8号	52-4403	広報広聴課
30	栄町地区コミュニティ集会施設	栄町一丁目31-3779	57-4010	広報広聴課
31	美野原地区コミュニティ集会施設	美野原二丁目9-4	57-4109	広報広聴課

32	越下地区コミュニティ集会施設	越下一丁目991	59-2615	広報広聴課
33	薬師地区コミュニティ集会施設	字古間木山115-5	53-5894	広報広聴課
34	西花園地区コミュニティ集会施設	花園町五丁目31-3647	57-3615	広報広聴課
35	幸町地区コミュニティ集会施設	幸町三丁目14-2	57-1555	広報広聴課
36	緑町地区コミュニティ集会施設	緑町三丁目6-2	—	広報広聴課
37	千代田町地区コミュニティ集会施設	千代田町四丁目140-512	—	広報広聴課
38	花園町地区コミュニティ集会施設	花園町二丁目31-2448	—	広報広聴課
39	さつきヶ丘地区コミュニティ集会施設	大字三沢字前平23-165	53-7915	広報広聴課
40	下久保地区コミュニティ集会施設	下久保一丁目9-6	52-7392	広報広聴課
41	桜町地区コミュニティ集会施設	桜町二丁目2-5	—	広報広聴課
42	日の出地区コミュニティ集会施設	日の出四丁目94-1341	57-0963	広報広聴課
43	南山地区コミュニティ集会施設	南山四丁目36-16	51-1510	広報広聴課
44	南町地区コミュニティ集会施設	南町三丁目31-3104	52-2254	広報広聴課
45	泉町地区コミュニティ集会施設	泉町一丁目117-162	—	広報広聴課
46	古間木地区高齢者能力活用センター	大字犬落瀬字古間木222-2	—	広報広聴課
47	新町地区コミュニティ集会施設	新町二丁目121-94	—	広報広聴課
48	木崎野地区コミュニティ集会施設	東岡三沢二丁目53-1	—	広報広聴課
49	北園堀口地区コミュニティ集会施設	大字三沢字堀口17-339		広報広聴課
50	中央町一丁目地区コミュニティ集会施設	中央町一丁目8-28		広報広聴課
51	松ヶ丘・自由ヶ丘コミュニティ集会施設	大字三沢字下久保57-61		広報広聴課
52	新森地区コミュニティ集会施設	新森二丁目3-3	59-3711	広報広聴課
53	市民活動ネットワークセンターみさわ	松園町二丁目1-62	52-7083	広報広聴課

資料2（第2編第1章関連）

【 各部の事務分担 】

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

部局名	事務分担
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。</li> <li>2 市国民保護協議会の運営に関すること。</li> <li>3 国民保護に関する組織の整備に関すること。</li> <li>4 国民保護に関する訓練に関すること。</li> <li>5 国民保護に関する啓発に関すること。</li> <li>6 知事への自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。</li> <li>7 被災情報・安否情報の総括整理に関すること。</li> <li>8 職員の派遣の要請及びあっせんの手続に関すること。</li> <li>9 特殊標章等の交付に関すること。</li> <li>10 その他総務部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関すること。</li> </ol>
政策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政策部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。</li> <li>2 交通機関及び電気通信事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>3 マックテレビ等による広報に関すること。</li> <li>4 外国人に対する避難情報提供の支援に関すること。</li> <li>5 住民相談所に関すること。</li> <li>6 安否情報の収集・整理に関すること。</li> <li>7 その他政策部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関すること。</li> </ol>
財務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財務部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。</li> <li>2 災害用物品及び物資器材の調達に関すること。</li> <li>3 その他財務部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関すること。</li> </ol>
市民生活部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民生活部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。</li> <li>2 住民の避難措置に関すること。</li> <li>3 日赤救護班との連絡調整に関すること。</li> <li>4 炊き出しその他の食品の給与に関すること。</li> <li>5 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</li> <li>6 医療及び医薬品の確保に関すること。</li> <li>7 保健衛生に関すること。</li> <li>8 心の相談に関すること。</li> <li>9 その他市民生活部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関すること。</li> </ol>

福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 避難住民等の救援に関する措置に関する事。</li> <li>3 高齢者及び障害者の安全確保に関する事。</li> <li>4 その他福祉部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>
経済部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 避難住民に対する主要食糧の確保に関する事。</li> <li>3 被災者の就職支援に関する事。</li> <li>4 観光客に対する避難情報の提供等に関する事。</li> <li>5 その他経済部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>
建設部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 道路及び橋梁の確保に関する事。</li> <li>3 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事。</li> <li>4 応急仮設住宅に関する事。</li> <li>5 その他建設部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道事業所分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 飲料水の供給に関する事。</li> <li>3 施設の保全及び復旧に関する事。</li> <li>4 その他上下水道部分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>
病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。</li> <li>3 患者の避難誘導に関する事。</li> <li>4 施設の保全及び復旧に関する事。</li> <li>5 その他病院分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災情報の収集に関する事。</li> <li>2 文教施設等の保全に関する事。</li> <li>3 児童及び生徒の安全確保に関する事。</li> <li>4 文化財の保護に関する事。</li> <li>5 その他教育委員会分掌事務のうち国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>



消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護計画の作成への協力に関する事。</li> <li>2 市国民保護協議会への参加に関する事。</li> <li>3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加に関する事。</li> <li>4 市等の実施する訓練への協力及び参加に関する事。</li> <li>5 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事。</li> <li>6 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施に関する事。(救急・救助を含む。)</li> <li>7 被害情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施に関する事。</li> <li>8 その他消防本部の分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事。</li> </ol>
------	---

- ※ 会計課の職員は、市民生活部に編入する。
- ※ 選挙管理委員会事務局の職員は、市民生活部に編入する。
- ※ 農業委員会事務局の職員は、市民生活部に編入する。
- ※ 監査委員事務局の職員は、経済部に編入する。

資料3（第2編第2章関連）

避難施設

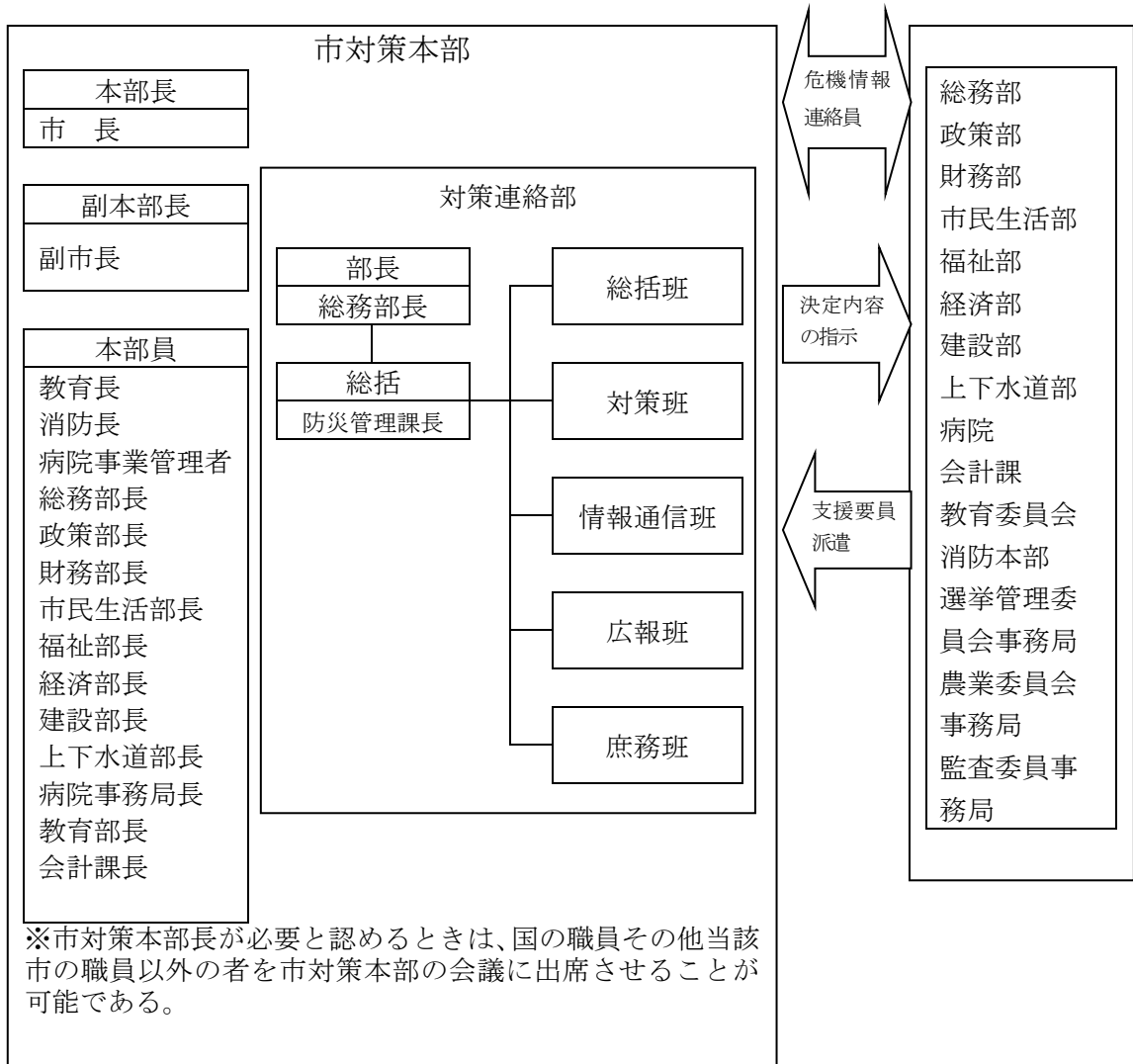
名 称	所在地 電話番号	コンクリート造	24時間退避可能な施設	地下への退避が可能な施設
勤労青少年ホーム 働く婦人の家	幸町1丁目7-5 幸町1丁目7-15 0176-53-5714	○		
総合体育館	桜町1丁目4-7 0176-53-1218	○		
武道館	中央町1丁目4-20 0176-57-0050	○		
三沢国際交流スポーツセンター	南山1丁目138-2 0176-51-4466	○		
古間木小学校	古間木1丁目152-139 0176-53-3901	○		
上久保小学校	大町1丁目3-9 0176-53-3903	○		
木崎野小学校	東町4丁目2 0176-53-8688	○		
岡三沢小学校	岡三沢3丁目1-1 0176-53-3902	○		
三沢小学校	字園沢93-2 0176-54-2502	○		
三川目小学校	鹿中2丁目145-459 0176-54-2004	○		
おおぞら小学校 第三中学校	字庭構1084-33 おおぞら小 0176-50-8020 第三中学校 0176-59-3333	○		
第一中学校	松園町2丁目1-34 0176-53-3904	○		
第二中学校	字園沢97-2 0176-54-2702	○		
第五中学校	字古間木山141-111 0176-53-2402	○		
堀口中学校	字堀口94-143 0176-52-4080	○		
斗南藩観光記念村（道の駅 みさわ）	谷地頭4丁目298-652	○		
三沢市屋内温水プール	大字三沢字戸崎101-1553	○		
淋代団体活動センター	淋代3丁目354番			
六川目団体活動センター	六川目2丁目100番7			
織笠団体活動センター	織笠4丁目2692番1			
谷地頭団体活動センター	谷地頭1丁目1752番1			

根井団体活動センター	根井1丁目94番1			
はまなす団体活動センター	六川目8丁目34-16			
県立三沢高等学校	松園町1丁目1			
県立三沢商業高等学校	春日台2丁目154			
三沢公園	新町4丁目地内			
ふるさとはまなす公園	字庭構地内			
中央公園	桜町1丁目地内			
松園公園	松園町1丁目地内			
滝ノ沢公園	大町1丁目地内			
こがね公園	堀口2丁目地内			
ホスピタル・パーク	字堀口地内			
南公園	松園町2丁目地内			
深谷公園	松園町2丁目地内			
栄公園	松園町3丁目地内			
上久保公園	大町3丁目地内			
なかよし公園	中央町2丁目地内			
木崎野公園	東町3丁目地内			
緑町公園	緑町1丁目地内			
岡三沢公園	岡三沢3丁目地内			
まきば公園	下久保3丁目地内			
下久保公園	下久保2丁目地内			
美野原公園	美野原2丁目地内			
日の出公園	日の出4丁目地内			
泉公園	泉町1丁目地内			
南山いこいの広場	南山4丁目地内			
ふるまぎ希望の丘公園	字古間木地内			
平畑公園	平畑2丁目地内			
あじさい広場	字山ノ神地内			
千代田ふれあい公園	千代田町3丁目地内			
招和台	字山ノ神地内			
南町公園	南町3丁目地内			
駅東公園	南町4丁目地内			
さつきヶ丘公園	さつきヶ丘一丁目地内			
大津南公園	大津1丁目地内			
大津北公園	大津4丁目地内			
大津西公園	大津3丁目地内			
園沢南公園	字園沢地内			
前平中央公園	前平1丁目地内			
前平西公園	前平1丁目地内			
前平南公園	前平1丁目地内			
前平東公園	前平2丁目地内			
前平北公園	前平2丁目地内			
前平ひろば	前平2丁目地内			

新森南公園	新森1丁目地内			
新森中央公園	新森2丁目地内			
下夕沢公園	字下夕沢地内			
新町まちかど広場	新町2丁目地内			
越下農村公園	越下1丁目地内			
塩釜農村公園	塩釜3丁目地内			
織笠農村公園	織笠1丁目地内			
細谷農村公園	字戸崎地内			
淋代農村公園	淋代3丁目地内			
鹿中農村公園	鹿中2丁目地内			
三沢市アメリカ広場	中央町2丁目地内			

資料4 (第3編、第2章関連)

市 対 策 本 部 の 組 織



資料5 (第3編、第2章関連)

【 市対策本部の機能 】

班名/班長	機 能	班員
統括班 班長：防災管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議の運営に関する事項</li> <li>・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災管理課</li> </ul>
対策班 班長：防災管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する調整</li> <li>・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災管理課</li> <li>・総務課</li> </ul>
情報通信班 班長：政策調整課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報</li> <li>○避難や救援の実施状況</li> <li>○災害対応状況</li> <li>○安否情報</li> <li>○その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策調整課</li> <li>・市民課</li> <li>・総務課</li> <li>・情報システム課</li> </ul>
広報班 班長：広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報広聴課</li> </ul>
庶務班 班長：総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員や職員のローテーション管理</li> <li>・食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・管財課</li> <li>・農政課</li> </ul>

# 三沢市国民保護計画に係る

## 避難実施要領

平成19年12月

三 沢 市

# 避難実施要領の作成に当たって

## 三沢市国民保護計画 第2編 第2章

### 「避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する平素からの備え」（抜粋）

#### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

#### ○ 避難実施要領について

三沢市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

#### ○ 避難実施要領のパターン（以下、例とする）作成について

三沢市において、平素から避難実施要領の例を作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領の例がそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、三沢市が、総務部総務課を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の例を示す。



## 避難誘導における一般的留意事項

「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月、消防庁国民保護室）にて示された、避難誘導における留意点等を以下に示す。

### (1) 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等、攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、初期の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

### (2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- 三沢市の対策本部は、三沢市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、三沢市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に三沢市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### **(3) 住民に対する情報提供の在り方**

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということが起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、このような適切な行動を取らないということを考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 駐留軍従業員及び許可を得て基地内の工事等に従事する日本人又はその他の理由で基地内にいる日本人については、情報が届かないことが考えられるため、米軍の協力を得て速やかに情報提供を行う必要がある。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

#### (4) 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適切と考える。
  - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - ④ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、「同意」・「手上げ」・「共有情報」方式による。

同意方式	住民一人一人と接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市（町村）が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

## **(5) 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現**

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## **(6) 米軍三沢基地内の駐留軍従業員、許可を得て同基地内の工事等に従事する日本人等の安全確保**

- 米軍三沢基地内の駐留軍従業員、許可を得て基地内の工事等に従事する日本人の安全確保については、三沢市と米軍三沢基地が協議して対応する必要がある。
- 三沢市は、米軍三沢基地に対して、避難の指示や避難実施要領等について、速やかに情報提供するものとする。

## **(7) 学校や事業所における対応**

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## (8) 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。  
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## (9) 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

### ※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

## 弾道ミサイル攻撃の場合の避難実施要領例

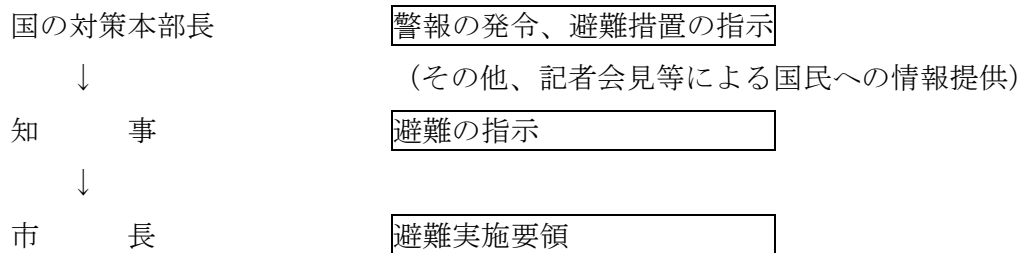
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

## 避難実施要領（一例）

三沢市長

○月○日○時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

### 2 避難誘導の方法

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、三沢市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

ウ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

エ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

オ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

カ 乳幼児のいる家庭では、子供の不安を解消するための玩具等も携行品に加えることも合わせて喚起する。

キ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ三沢市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。

ク 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。（着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。）

### 3 その他の留意点

ア 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

イ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

### 留意事項

- ・ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。
- ・ 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要である。
- ・ 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- ・ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)が配備された場合には、国において、市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。
- ・ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。



## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領例

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

### （避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

### （屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所、米軍施設などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 避難実施要領（一例）

三沢市長

○月○日○時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において国籍不明の潜水艦が座礁し、武装工作員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

知事は、別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付）

### 2 避難誘導の方法

#### （1）避難誘導の全般的方針

三沢市は、A・B・C地区住民約〇〇〇名を本日△△時△△分を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・Cコミュニティセンターに集合させた後、本日△△時△△分以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、コミュニティセンターまでの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

#### （2）三沢市の体制、職員派遣

##### ア 三沢市対策本部の設置

国からの指定を受けて、三沢市長を長とする三沢市対策本部を設置する。

##### イ 市職員の現地派遣

市職員各〇名を、A・B・Cコミュニティセンター、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

##### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。（配置については別途添付）

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

## エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している三沢市職員または消防職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

## (3) 輸送手段

### ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

#### (ア) A地区

約〇〇〇名、Aコミュニティセンター、市保有車両×〇、〇〇バス〇台

#### (イ) B地区

約〇〇〇名、Bコミュニティセンター、〇〇バス×大型バス〇台

#### (ウ) C地区

約〇〇〇名、Cコミュニティセンター、〇〇バス×大型バス〇台

#### (エ) その他

### イ 輸送開始時期・場所

〇〇日△△時△△分、A・B・Cコミュニティセンター

### ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

避難経路については、交通規制を行う県警察、自衛隊の意見を十分に聴いて決める。

### エ 輸送手段の確保

県の手配した手段（バス、鉄道）

三沢市が手配した手段（〇〇バス株 連絡先：TEL△△△-△△△△）

### オ 夜間に避難を行う場合

各避難経路の要所に投光器や車のヘッドライト等の光源を配備する。

### カ 冬期の場合

避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、三沢市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の協力を得て、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

#### **(5) 一時避難場所への移動**

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
  - 三沢市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
  - a ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は自家用車等を利用して避難を実施する。
  - b △△老人福祉施設入居者○○名の避難は、施設管理者が対応する。
  - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

#### **(6) 避難誘導の終了**

- ア 三沢市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、△△時△△分までに終了するよう活動を行う。

#### **(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得**

- 三沢市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 三沢市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

### **(8) 住民に周知する留意事項**

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 不審者と判断される場合には、市職員、消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

### **(9) 安全の確保**

誘導を行う三沢市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、三沢市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う三沢市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

## **3 各部の役割**

別に示す。

## **4 連絡・調整先**

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：〇〇市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

## **5 避難住民の受入・救援活動の支援の受入**

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇コミュニティセンターとする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市等の支援を受ける。

## **留意事項**

- ・具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。
- ・少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

- ・事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。また、安全の確保の面からも、国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- ・都市部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビ等の手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- ・希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということを考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- ・職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章等を必ず携行させることが重要である。特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

## 避難実施要領（一例）

三沢市長

○月○日○時現在

### 1 事態の状況

○○日△△時△△分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある。（○○日△△時現在）

### 2 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

### 3 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

△△時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

（※）避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

（※）現地調整所で、県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

### 4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMA T (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

## 5 安全の確保

誘導を行う三沢市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、三沢市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う三沢市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

### 留意事項

- ・ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- ・戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- ・屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。
- ・避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。また、現地調整所で、県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定することも考えられる。



## 避難実施要領（一例）

三沢市長

○月○日○時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における多数の体調不良者の発生について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、当該地区周辺の○○市○○△丁目及び△丁目の地域及びその風下となる地域（○○△丁目～△丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付）

### 2 避難誘導の方法

#### （1）避難誘導の全般的方針

三沢市は、要避難地域の住民約○○○○名について、特に、体調不良者が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○△丁目～△丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

#### （2）三沢市における体制、職員派遣

##### ア 三沢市対策本部の設置

指定を受けて、三沢市長を長とする三沢市対策本部を設置する。

##### イ 市職員の現地派遣

市職員○名を、体調不良者が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

##### ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

#### （3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を防災行政無線や電話により行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

#### **(4) 避難所の開設等**

- ア ○○コミュニティセンターを臨時避難所として開設し、関係機関及び必要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 三沢市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

#### **(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得**

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

#### **(6) 住民に周知する留意事項**

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

#### **(7) 安全の確保**

三沢市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を三沢市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

### 3 各部の役割

別に示す。

### 4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：三沢市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

### 留意事項

- ・化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。
- ・NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。
- ・本事案で避難実施要領を住民等に伝達する場合、防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。
- ・NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

## 着上陸侵攻の場合の避難実施要領例

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。



三 沢 市 国 民 保 護 計 画  
【資料編】

令和 3 年 1 1 月作成

三沢市総務部防災管理課

〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号

電 話 0176-53-5111

F A X 0176-52-5655